

第二部 発行者情報

第1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

当機構の法人単位並びに機構法第12条及び同法附則第7条第2項に基づく各勘定に関して記載しています。当機構は平成16年4月1日に設立されています。従って平成16年度が最初の事業年度となります。

<独立行政法人環境再生保全機構>

○ 法人単位

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収益	89,976	81,752	86,963	74,293	70,565
経常費用	88,859	79,931	82,503	73,255	69,221
経常利益 *1	1,116	1,821	4,460	1,037	1,344
臨時損失	9	18	—	1	—
臨時利益	314	66	645	615	222
当期純利益	1,421	1,869	5,105	1,652	1,565
資本金 *2	16,045	16,045	16,045	16,045	16,045
純資産額 *3	69,170	71,099	70,277	69,026	70,673
総資産額	325,299	324,372	316,053	306,227	307,404
自己資本比率(%) *4	21.3	21.9	22.2	22.5	23.0
業務活動によるキャッシュ・フロー	37,034	52,767	34,247	33,273	35,162
投資活動によるキャッシュ・フロー	△33,124	△22,097	△7,662	△12,663	△32,441
財務活動によるキャッシュ・フロー	△32,220	△26,506	△21,853	△22,235	△18,839
資金期末残高	33,530	37,694	42,426	40,801	24,684

※ 平成23年3月31日現在、当機構においては連結の対象となる特定関連会社はありません。

(1) 公害健康被害補償予防業務勘定

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収益	59,435	57,455	59,929	51,174	50,086
経常費用	59,674	57,458	60,246	51,771	50,285
経常損失 *1	239	3	317	597	△199
臨時損失	9	8	—	0	—
臨時利益	314	56	645	614	222
当期純利益	66	46	328	17	22
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	35	31
資本金 *2	6,072	6,072	6,072	6,072	6,072
純資産額 *3	51,649	51,689	46,016	45,867	45,889
総資産額	67,464	67,404	61,131	60,095	60,049
自己資本比率(%) *4	76.6	76.7	75.3	76.3	76.4
業務活動によるキャッシュ・フロー	△143	138	△6,425	△1,118	△14
投資活動によるキャッシュ・フロー	△76	△840	5,947	196	691
財務活動によるキャッシュ・フロー	△0	△0	—	—	—
資金期末残高	3,135	2,432	1,954	1,032	1,709

(2) 石綿健康被害救済業務勘定

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収益	6,377	3,539	4,588	5,518	3,569
経常費用	6,377	3,539	4,588	5,518	3,569
経常利益 *1	—	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—	—
臨時利益	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—
資本金	—	—	—	—	—
純資産額 *3	39	39	39	39	39
総資産額	32,939	38,757	44,367	49,341	57,150
自己資本比率(%) *4	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
業務活動によるキャッシュ・フロー	△6,067	5,959	5,659	5,057	7,812
投資活動によるキャッシュ・フロー	△29,525	△7,070	△5,603	△5,970	△7,220
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	—
資金期末残高	3,135	2,025	2,080	1,167	1,758

※ 本勘定に資本金は存在しません。

※ 平成18年3月に石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿健康被害救済法」という。）が施行されたことにより、機構の業務に、石綿健康被害救済業務勘定に係わる業務が追加されています。

(3) 基金勘定

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収益	960	1,324	2,611	2,155	2,463
経常費用	960	1,324	1,936	2,155	2,463
経常利益 *1	0	0	675	—	—
臨時損失	—	2	—	—	—
臨時利益	—	2	—	—	—
当期純利益	0	0	675	—	—
資本金 *2	9,401	9,401	9,401	9,401	9,401
純資産額 *3	13,715	13,784	14,535	13,946	14,028
総資産額	59,883	77,742	90,165	98,956	109,558
自己資本比率(%) *4	22.9	17.7	16.1	14.1	12.8
業務活動によるキャッシュ・フロー	16,220	19,735	10,388	10,741	8,443
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,501	△14,160	△2,992	△10,301	△26,120
財務活動によるキャッシュ・フロー	51	69	77	85	82
資金期末残高	24,358	30,001	37,473	37,999	20,403

(4) 承継勘定

(単位:百万円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	23,290	19,506	19,898	15,446	14,447
経常費用	21,935	17,683	15,796	13,811	12,904
経常利益 *1	1,355	1,824	4,102	1,635	1,543
臨時損失	—	8	—	1	—
臨時利益	—	8	—	1	—
当期純利益	1,355	1,824	4,102	1,635	1,543
資本金 *2	572	572	572	572	572
純資産額 *3	3,766	5,586	9,686	9,174	10,717
総資産額	165,296	140,682	120,606	97,834	80,648
自己資本比率(%) *4	2.3	4.0	8.0	9.4	13.3
業務活動によるキャッシュ・フロー	27,024	26,935	24,625	18,593	18,921
投資活動によるキャッシュ・フロー	△22	△27	△5,012	3,412	208
財務活動によるキャッシュ・フロー	△32,271	△26,575	△21,929	△22,320	△18,921
資金期末残高	2,902	3,236	919	605	813

[指標等の説明]

*1: 経常利益(経常損失) = 経常収益 - 経常費用

*2: 資本金 = 政府出資金

*3: 純資産額 = 自己資本 = 政府出資金 + 剰余金 (欠損金)

*4: 自己資本比率 = 純資産額 / 総資産額 × 100

2. 沿革等

年月	事項
	公害健康被害補償予防協会 環境事業団 独立行政法人環境再生保全機構
昭和 40 年	公害防止事業団法制定、公害防止事業団設立
昭和 42 年	「公害対策基本法」制定
昭和 46 年	環境庁設置
昭和 48 年	「公害健康被害補償法」制定
昭和 49 年	公害健康被害補償協会設立
昭和 62 年	公害防止事業団法改正 ・大気汚染対策緑地建設譲渡事業、国立・国定公園施設建設譲渡事業及び合併処理浄化槽融資事業が新規事業として加わる。
昭和 63 年	公害健康被害補償法改正 ・法律名を「公害健康被害の補償等に関する法律」に改めた ・協会名を公害健康被害補償予防協会に改名するとともに、従来業務に加え、基金に基づく健康被害予防事業を開始
平成 4 年	公害防止事業団法改正 ・環境事業団に改組、国立・国定公園複合施設建設譲渡事業、産業廃棄物処理施設・一体緑地建設譲渡事業及び海外環境情報等提供事業が新規事業として加わる。
平成 5 年	環境事業団法改正 ・民間団体の環境保全活動への支援事業が新規事業として加わり、地球環境基金が設置される。
平成 6 年	環境基本法制定
平成 10 年	環境基本計画策定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 ・「維持管理積立金」の管理業務が加わる。
平成 11 年	環境事業団法改正 ・地球温暖化対策緑地建設譲渡事業、次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 リサイクル需給情報交流促進事業、環境浄化機材貸付事業及び海外環境保全研修事業が新規事業として加わる。
平成 13 年	環境事業団法改正 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成業務が新規事業として加わり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金が設置される。
平成 15 年	「独立行政法人環境再生保全機構法」、「日本環境安全事業株式会社法」制定
平成 16 年	独立行政法人環境再生保全機構設立
平成 18 年	石綿健康被害救済法の制定、独立行政法人環境再生保全機構法改正 ・石綿健康被害救済業務が新規事業として加わる。
平成 20 年	石綿健康被害救済法の一部改正 ・支給対象が拡大される。
平成 22 年	石綿健康被害救済法施行令の一部改正 ・救済給付対象の指定疾病が追加される。

3. 事業の内容

(1) 当機構の設立の目的及び経緯について

当機構は、独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号。以下「機構法」という。）に基づき、旧公健協会及び旧事業団の一部の業務を承継し、平成 16 年 4 月 1 日に設立された独立行政法人です。

当機構の目的は、機構法第 3 条により公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することとされています。

当機構の前身の 1 つである旧公健協会は、「公害健康被害補償協会」として昭和 49 年 6 月に公害健康被害補償法（昭和 48 年法律第 111 号。現公害健康被害の補償等に関する法律。以下「補償法」という。）に基づき、公害健康被害者に対する補償給付等に必要な財源を全国の工場・事業場から徴収し、都道府県等に納付することを目的として設立されました。その後、大気汚染の状況が改善されてきたことを踏まえ、昭和 63 年 3 月、公害健康被害補償制度が改正され、名称を「公害健康被害補償予防協会」に変更、従来の業務に加えて、新たに大気汚染の影響による健康被害を予防するための事業（公害健康被害予防事業）を開始し、健康相談・健康診査・機能訓練を始めとした地方公共団体への助成、地域住民の健康確保につなげるための調査研究・知識の普及等を行ってきました。

また、当機構のもう 1 つの前身である旧事業団は、昭和 40 年 10 月に公害防止事業団法（昭和 40 年法律第 95 号）に基づく特殊法人「公害防止事業団」として設立され、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の産業公害を防止するために、住工混在地に立地する工場の集団移転、緑地の整備、公害防止施設に対する貸付け等を行い、その後、平成 4 年に公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 39 号）により「環境事業団」に改組され、地球環境保全対策、廃棄物対策等に幅を広げて事業を行ってきました。これまで、全国で公害防止のための工場の集団移転施設（約 4,000 社）、緑地（約 1,200ha）、産業廃棄物処理施設の建設等、公害の防止と環境保全の事業を行う等、国の環境政策の実現に寄与してまいりました。

なお、機構法附則第 3 条により、当機構の成立の時に解散した旧公健協会の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構に承継されています。また同法附則第 4 条により、当機構の成立の時に解散した旧事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構及び新たに設立された特殊会社である「日本環境安全事業株式会社」に環境大臣が認可した承継計画書に基づき、承継されています。

平成 18 年 3 月に石綿健康被害救済法が施行されたことにより、機構業務に石綿による健康被害救済業務が追加されています。なお、平成 20 年 12 月 1 日に、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律が施行され支給対象が拡大されるとともに、平成 22 年 7 月 1 日に同法施行令の一部改正が行われ、救済給付の対象となる指定疾病が追加されています。

(2) 資本金の構成

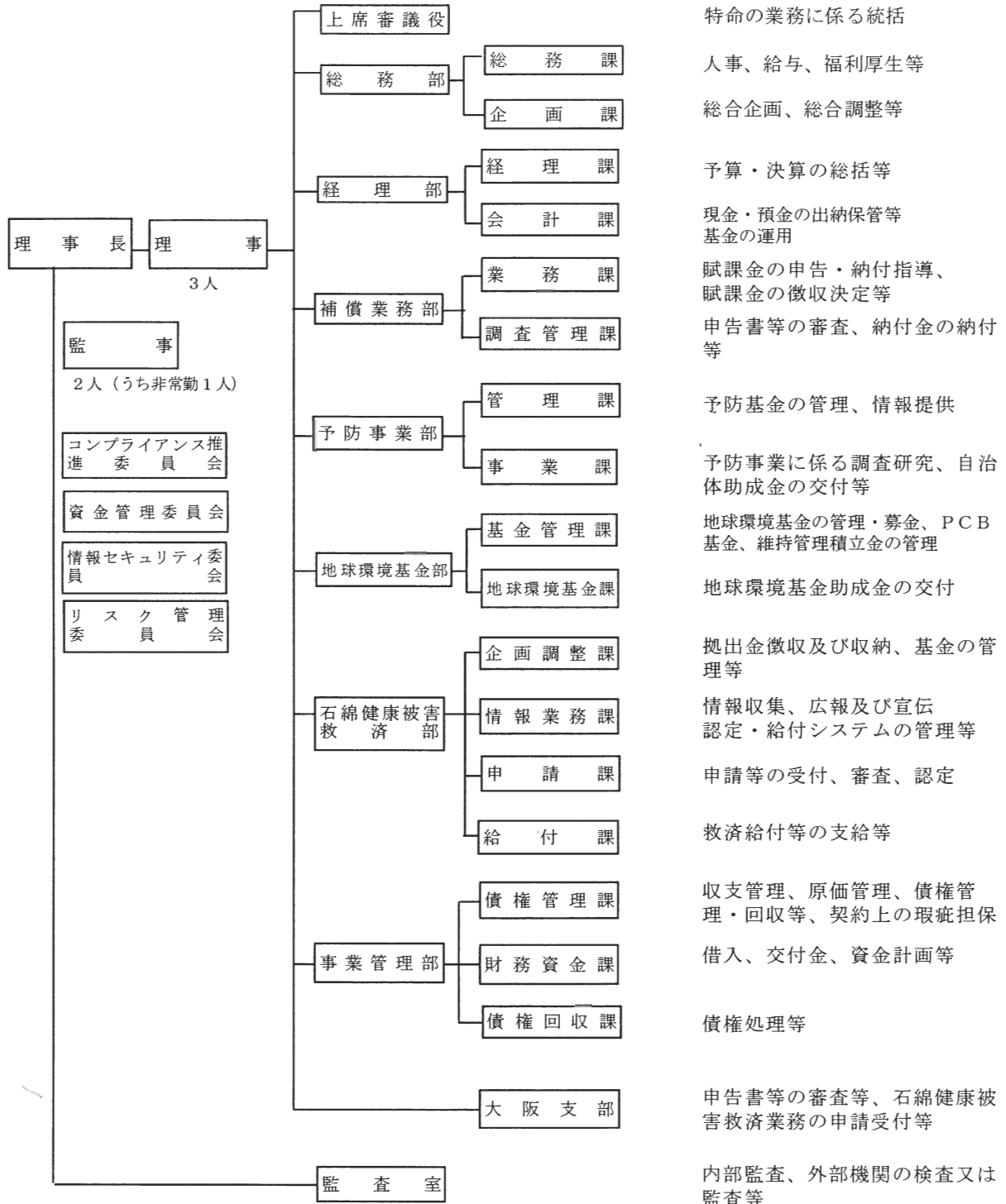
当機構の資本金は、平成 23 年 3 月 31 日現在、160 億 45 百万円であり、全額が政府からの出資金です。

なお、各勘定による構成は、以下のとおりです。

	(単位：百万円)
公害健康被害補償予防業務勘定	6,072
石綿健康被害救済業務勘定	—
基金勘定	9,401
承継勘定	572
計	16,045

(注) 石綿健康被害救済業務勘定に資本金は存在しません。

(3) 組織図(平成23年7月1日現在)



(4) 日本政府との関係について

① 主務大臣について

機構法第 18 条により、当機構の主務大臣は環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とされており、事業内容等に応じてそれぞれ監督を受けています。

なお、機構法第 18 条第 1 項第 1 号により、当機構の役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項の主務大臣は、環境大臣となっています。

② 役員について

当機構の理事長及び監事については、通則法第 20 条第 1 項及び第 2 項に基づき機構法第 18 条第 1 項第 1 号により環境大臣が任命し、理事については通則法 20 条第 3 項により理事長が任命しております。なお、通則法第 23 条により、環境大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員を解任することができるかとされており。

③ 業務運営について

(ア) 業務方法書

通則法第 28 条により、当機構は、業務方法書を作成し、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の認可を受けなければならないとされており。これを変更しようとするときも同様です。

(イ) 独立行政法人評価委員会

通則法第 12 条により、当機構の業務の実績に関する評価等を行うため、当機構を所管する環境省に独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が設置されており。

(ウ) 中期目標

通則法第 29 条により、環境大臣は、あらかじめ評価委員会の意見を聴き、3 年以上 5 年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当機構に指示するとともに公表しなければならないとされており。これを変更したときも同様です。

(エ) 中期計画

通則法第 30 条により、当機構は、前述の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の認可を受けなければならないとされており、これを変更しようとするときも同様です。なお、環境大臣は、中期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならないとされており。

(オ) 年度計画

通則法第 31 条により、当機構は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出るとともに、公表しなければならないとされており。これを変更したときも同様です。

(カ) 評価等

通則法第 32 条により、当機構は、各事業年度における業務の実績について評価委員会の評価を受けなければならないとされており。なお、評価委員会は当該評価を行ったときは、遅滞なく、当機構のほか「総務省組織令」（平成 12 年政令第 246 号）で定める「政策評価・独立行政法人評価委員会」（以下「審議会」という。）に評価結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、当機構に対して業務運営の改善その他の勧告をすることができるかとされており。また、通知内容は公表しなければならないとされており。

- ・当機構は、通則法第 33 条により、中期目標の期間の終了後 3 月以内に、当該中期目標に係る事業報告書を環境大臣に提出するとともに、公表しなければならないとされております。また、通則法第 34 条により、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならないとされております。評価委員会は当該評価を行ったときは、遅滞なく当機構のほか審議会に評価結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、当機構に対して、業務運営の改善その他の勧告をすることができるとされております。また、通知内容は公表しなければならないとされております。
- ・通則法第 35 条第 3 項により、審議会は、当機構の中期目標の期間終了時において、主要な事務及び事業の改廃に関し、環境大臣に勧告することができるとされております。また、通則法第 35 条第 1 項及び第 2 項により、環境大臣は、当機構の中期目標の期間終了時において、評価委員会の意見を聴いたうえで、当機構の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされております。

④ 財務及び会計について

(ア) 財務諸表等

通則法第 38 条により、当機構は毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に環境大臣に提出し、承認を受けなければならないとされております。

(イ) 会計監査人の監査

通則法第 39 条により、当機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないこととされております。なお、同法第 40 条により、会計監査人は、環境大臣が選任することとされております。

(ウ) 長期借入金及び債券

機構法附則第 8 条第 1 項により、当機構は環境大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は、環境再生保全機構債券を発行することができるとされております。なお、同法附則第 15 条により、環境大臣は認可をしようとするときは、あらかじめ財務大臣に協議しなければならないとされております。

上記により、当機構の業務は、主務大臣及び評価委員会等による評価によって、当該業務の内容及び継続性等に影響を受ける可能性があります。

(5) 当機構の業務内容について

当機構の業務は、機構法第 12 条及び同法附則第 7 条の規定によって区分経理される①「公害健康被害補償予防業務勘定」に係る業務、②「石綿健康被害救済業務勘定」に係る業務、③「基金勘定」に係る業務、④「承継勘定」に係る業務から構成されています。これら 4 勘定に係る業務の概要はそれぞれ以下のとおりです。

① 「公害健康被害補償予防業務勘定」に係る業務

公害健康被害補償予防業務勘定に係る業務は、機構法第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務で、以下のとおりです。

(7) 賦課金の徴収に関する業務

a. 汚染負荷量賦課金徴収に係る業務

大気汚染の影響による非特異的疾患（気管支ぜん息等）に係る健康被害者（被認定者）に対する補償給付費等の財源に充てるため、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に規定するばい煙発生施設等設置者から汚染負荷量賦課金を徴収すること

(第一種地域の指定と患者の補償について)

- ・補償法第 2 条第 1 項の規定に基づき、「著しい大気汚染が生じ、当該影響により気管支ぜん息等の疾病が多発している地域（全国 41 地域）」が第一種地域と指定されていましたが、大気汚染状況や健康被害に対する影響等を踏まえ、昭和 63 年 3 月 1 日をもって、41 地域すべての指定が解除されました。しかしながら、第一種地域の指定解除前まで、①第一種地域に、②一定期間以上居住又は通勤し、③指定疾病（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎及び肺気腫並びにこれらの続発症）に罹患し、第一種地域を管轄する都道府県知事等により認定が行われた場合には、補償給付の支給や公害保健福祉事業を受けることができました。昭和 63 年 3 月 1 日をもって第一種地域の指定解除が行われ、同日以降は新たな患者の認定が行われなくなりましたが、指定解除前に認定を受けた既被認定者やその遺族等については、従来どおり認定の更新や補償給付の支給等が行われています。（既被認定者等に支給されている補償給付は、療養の給付及び療養費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、児童補償手当、療養手当、葬祭料の 7 種であり、平成 23 年 3 月 31 日現在の被認定者数は、41,372 人です。）

(費用負担及び賦課金の申告・納付について)

- ・補償に係る費用は、補償法第 52 条第 1 項の規定により大気汚染の原因者が負担することとしており、費用の 8 割分については、ばい煙発生施設等を設置する事業者（納付義務者）から汚染負荷量賦課金として徴収し、残り 2 割分については、自動車の負担分として自動車重量税収の一部を引き当てています。
- ・汚染負荷量賦課金は、自主的に申告・納付することになっており、汚染原因物質を排出している（又は排出した）事業者で所定の要件に該当する者（納付義務者※）は、当機構に対し毎年度汚染負荷量賦課金を申告・納付することになっています。

※ 納付義務者の要件と賦課金算定方法

賦課金の納付義務者は昭和 62 年 4 月 1 日において硫黄酸化物（SO_x）を排出し得るばい煙発生施設等が設置されていた工場・事業場で、最大排出ガス量が旧第一種地域では 5,000 m³N/h、その他地域では 10,000 m³N/h 以上であるものを設置していた事業者です。

各年度に納付すべき賦課金は以下の計算により算出した金額です。

賦課金額＝過去分賦課金額＋現在分賦課金額

過去分賦課金額＝昭和 57 年～昭和 61 年までの SO_x 累積換算量×過去分賦課料率

現在分賦課金額＝前年の SO_x 排出量×現在分賦課料率

過去分賦課料率及び現在分賦課料率は、毎年度、政令で定められることになっています。

また、賦課金は法人税法上は各事業年度の損金に、所得税法上はその年分の必要経費にそれぞれ参入できます。

b. 特定賦課金徴収に係る業務

大気汚染又は水質汚濁の影響による特異的疾患（水俣病、イタイイタイ病等）に係る

健康被害者に対する補償給付費等の財源に充てるため、補償法第 62 条の規定により特定施設等設置者から特定賦課金を徴収すること

(第二種地域の指定と患者の補償について)

- ・補償法第 2 条第 2 項の規定に基づく第二種地域とは、汚染原因物質との関係が一般的に明らかな疾病が多発している地域です。現在、指定されている地域数は、5 地域で、患者認定は個々の患者について、その疾病と汚染原因物質との因果関係を確認した上で行われています（平成 23 年 3 月 31 日現在の被認定者数は 800 人です）。
- ・被認定者等に対する補償給付の支給や公害保健福祉事業は、旧第一種地域と同様に行われます。

(費用負担及び賦課金の申告・納付について)

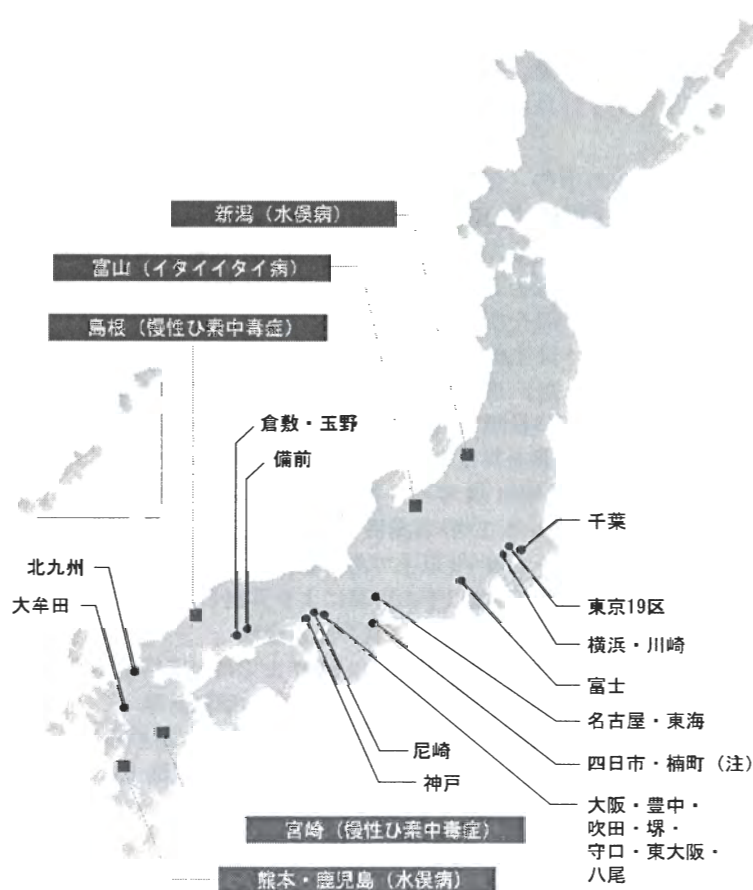
- ・補償に係る費用負担は、補償法第 62 条第 1 項の規定により原因となる物質を排出した特定施設等の設置者が毎年度全額負担することとなっています。特定賦課金の納付については、納付義務者が限定されているため、当機構が補償法第 64 条第 1 項の規定に基づいて特定賦課金を決定し、納付義務者に通知する方法をとっています。

(賦課金の徴収に関する業務実施状況)

(単位：百万円)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
(ア) 汚染負荷量賦課金	件数	8,482	8,513	8,506	8,389	8,369
	金額	45,910	44,641	41,561	39,484	38,784
(イ) 特定賦課金	件数	4	3	4	4	4
	金額	80	77	62	59	53

旧第一種指定、第二種指定地域及び指定疾病一覧



(注) 楠町は平成17年2月から四日市と合併

(イ) 損害を填補したばい煙発生施設等設置者に対する支払いに関する業務

補償給付を受けることができる者に対し、裁判等による損害の填補が行われ、都道府県等が補償給付の支給義務を免れることになった場合、当該損害を填補したばい煙発生施設等設置者からの請求に基づき、補償給付の額に相当する金額の全部又は一部を支払う業務を行っています。

(損害を填補したばい煙発生施設等設置者に対する支払いに関する業務の状況)

(単位：百万円)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
給付免責調整 支出金	件数	4	4	4	4	4
	金額	36	34	44	32	32

(ウ) 都道府県等に対する納付金の納付に関する業務

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和 49 年政令 295 号）第 26 条第 1 項及び第 2 項に基づき、旧第一種地域及び第二種地域を管轄する都道府県等が支弁する補償給付に要する費用並びに都道府県知事等が行う公害保健福祉事業に要する費用に充てるための納付金を納付する業務を行っています。

(都道府県等に対する納付金の納付に関する業務)

○旧第一種地域関係

(単位：百万円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補償給付費納付金	56,999	54,867	51,740	49,474	48,201
公害保健福祉事業費納付金	101	103	97	118	110

○第二種地域関係

(単位：百万円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補償給付費納付金	78	74	59	56	50
公害保健福祉事業費納付金	3	3	3	3	3

(エ) 公害健康被害予防事業に関する業務

公害健康被害予防事業は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、従来から国や地方公共団体が行っているぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康の確保を図ることを目的としているものです。

事業に要する費用は、当機構に公害健康被害予防基金(平成 22 年度末約 450 億円)を設け、その運用益により賄うこととしています。当該予防基金は、大気汚染の原因者である事業者等から拠出される拠出金及び国からの出資金により構成されています。なお、平成 20 年度より、環境省から自立支援型公害健康被害予防事業補助金が交付されています。

公害健康被害予防事業は、その実施主体でみた場合、当機構が自ら行う事業（直轄事業）と地方公共団体により実施する事業（助成事業）からなっています。

a. 当機構が自ら行う事業（直轄事業）

補償法第 68 条第 1 号に基づき、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究や、ホームページやパンフレット等による情報提供、講演会の開催等による知識の普及、地方公共団体が行う公害健康被害予防事業従事者に対する研修等を行っています。

b. 地方公共団体が行う事業に対する助成金の交付に関する業務（助成事業）

補償法第 68 条第 2 号に基づき、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練又は施設等の整備を行う地方公共団体に対し助成金の交付を行っています。

（助成業務の状況）

（単位：百万円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
地方公共団体助成金	508	467	584	532	543

② 「石綿健康被害救済業務勘定」に係る業務

石綿健康被害救済業務勘定に係る業務は、機構法第 10 条第 1 項第 7 号に掲げる業務で、以下のとおりです。

(ア) 石綿健康被害救済法第 4 条第 1 項の認定（その更新及び取消しを含む。）及び第 22 条第 1 項の認定を行っています。

(イ) 救済給付（石綿健康被害救済法第 3 条の救済給付をいう。）の支給を行っています。

(ウ) 特別事業主（石綿健康被害救済法第 47 条第 1 項の特別事業主をいう。）からの特別拠出金（同項の特別拠出金をいう。）の徴収を行っています。

③ 「基金勘定」に係る業務

基金勘定に係る業務は、機構法第 10 条第 1 項第 3 号から第 6 号の業務並びにこれらに附帯する業務及び同法第 10 条第 2 項に掲げる業務で、以下のとおりです。

(ア) 地球環境基金事業

「地球環境基金」は、国の出資金と民間からの寄付金によって造成される基金であり、その運用益と国からの運営費交付金によって、発展途上地域や国内で環境保全に取り組む世界中の民間団体（NGO、NPO）の活動を支援する助成及び振興事業を行っています。

（地球環境基金の造成状況）

（単位：百万円）

	平成21年度末残高	平成22年度増加額	平成22年度末残高
政府出資金	9,401	—	9,401
民間等出えん金	4,544	82	4,626
合計	13,946	82	14,028

a. 助成事業

国内外の民間団体（NGO、NPO）が開発途上地域又は国内で実施する環境保全活動（実践活動、知識の提供、普及啓発、調査研究等）に対し、資金の助成を行っています。

（助成事業実施状況）

（単位：百万円）

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
民間活動助成事業	件数	170	174	205	168	153
	金額	579	593	679	513	458

b. 振興事業

国内外の民間団体（NGO、NPO）の環境保全活動を振興するため、調査研究や人材育成研修、情報提供等を行っています。

（振興事業実施状況）

（単位：百万円）

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
民間活動振興事業	92	103	87	82	69

(イ) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金事業

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」を設置し、環境大臣が指定する者に対し処理費用を助成する事業です。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成状況) (単位：百万円)

	平成21年度末残高	平成22年度増加額	平成22年度末残高
国庫補助金	17,345	1,401	18,746
都道府県補助金	17,366	1,261	18,628
民間出えん金	385	△76	309
合計	35,097	2,587	37,683

(ウ) 維持管理積立金

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)により、特定廃棄物最終処分場の設置者は、処分場の埋立終了後その適正な維持管理に必要な費用を、あらかじめ埋立期間中に当機構に積み立てておくことが義務付けられています。埋立終了後は、必要に応じて最終処分場の維持管理のために充てることを目的としています。

なお、当該設置者は維持管理積立金について当該処分場の埋立処分が終了したときに取り戻すことができることとされており、当機構は設置者が維持管理積立金を全額取り戻すまでの間、維持管理積立金を管理しています。

(維持管理積立金業務状況) (単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
維持管理積立金	20,714	34,319	43,140	48,988	56,670

④ 「承継勘定」に係る業務

当機構は、当分の間、機構法第10条に規定する業務のほか、同法附則第7条に掲げる業務を行うことができるとされております。当該業務は、以下のとおりです。

(7) 建設譲渡事業

当該事業は、環境保全対策等に資する緑地を計画する地方公共団体からの申込みを受け、多様な要望を実現するためオーダーメイド方式で設計・建設して譲渡する事業であり、必要な調査・設計をはじめ、用地取得、工事の施工まで一貫して行うものです。緑地整備に要した事業費は、国庫補助金等を除いた借入金について長期・割賦で返済されます。

なお、当該事業は、平成15年度に既に着手されている事業を除き廃止されており、継続中の4件の事業箇所のうち、平成16年度に3件の施設の整備が終了し、平成18年度の大気汚染対策緑地(静岡(富士)地区)の完成をもって、全ての施設整備を完了させております。

(イ) 債権の管理及び回収業務

当機構が行う機構法附則第7条第1項第2号に掲げる規定により設置され、及び譲渡された施設等について賦払の方法によりその対価の支払が行われるときにおけるその賦払金並びに同項第3号に掲げる規定により貸し付けられた資金に係る債権の管理及び回収を行います。

(割賦譲渡元金残高の推移)

(単位：百万円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
共同公害防止施設	件数	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—
集団設置建物	件数	141	133	122	115	107
	金額	53,868	48,604	42,232	38,321	33,678
共同福利施設	件数	36	33	28	25	23
	金額	29,451	25,744	22,320	19,035	16,014
大気汚染対策緑地	件数	32	32	32	32	31
	金額	26,752	24,586	22,368	20,147	17,926
地球温暖化対策緑地	件数	4	4	4	4	4
	金額	4,178	3,924	3,670	3,416	3,162
産業廃棄物処理施設・一体緑地	件数	2	2	2	2	2
	金額	3,250	2,998	2,745	2,493	2,307
国立・国定公園複合施設	件数	5	5	5	5	5
	金額	1,047	949	851	753	655
工場移転用地	件数	36	31	30	29	24
	金額	6,437	4,225	3,203	2,934	2,440
国立・国定公園施設	件数	7	7	7	7	7
	金額	2,619	2,269	1,919	1,568	1,218
合計	件数	263	247	230	219	203
	金額	127,602	113,299	99,308	88,667	77,401

件数欄においては、債権分割による増加分も含んでいます。

(貸付金残高の推移)

(単位：百万円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
貸付金残高	件数	190	162	131	105	89
	金額	35,778	28,081	21,243	16,036	12,422

当該事業は、平成11年事業団法一部改正法第2条により、平成11年10月1日をもって廃止されたため、以降新たな貸付けを行っていません。

⑤ 各勘定間の資金移動について

独立行政法人において、法令に基づき区分経理されている場合は、勘定間で資金を移動する会計処理は行うことはできないこととなっています。

当機構の経理は、機構法において公害健康被害補償予防業務勘定、石綿健康被害救済業務勘定、基金勘定及び承継勘定の4勘定により区分経理することが定められています。

(6) 特殊法人改革について

平成 12 年 12 月 1 日	「行政改革大綱」閣議決定
平成 13 年 4 月 3 日	行政改革推進事務局による「特殊法人等の事業見直しの論点整理」の公表
6 月 21 日	「特殊法人等改革基本法」成立
6 月 22 日	行政改革推進事務局による「特殊法人等の事業見直しの中間取りまとめ」の公表
8 月 10 日	行政改革推進事務局による「特殊法人等の個別事業見直しの考え方」の公表
9 月 4 日	各府省による行政改革推進事務局に対する「特殊法人等の廃止又は民営化に関する各府省の報告」の公表
10 月 5 日	行政改革推進事務局による「特殊法人等の組織見直しに関する各府省の報告に対する意見」及び「特殊法人等向け平成 14 年度概算要求等の検証結果」の公表
12 月 19 日	「特殊法人等整理合理化計画」閣議決定
平成 15 年 5 月 16 日	「独立行政法人環境再生保全機構法」及び「日本環境安全事業株式会社法」公布
平成 16 年 4 月 1 日	「独立行政法人環境再生保全機構」及び「日本環境安全事業株式会社」設立

① 「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）

平成 13 年 12 月 19 日の「特殊法人等整理合理化計画」について、閣議決定された当機構に関連する内容は、以下のとおりです。

(旧公健協会に係る部分の抜粋)

II 各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置

法人名	事業について講ずべき措置
	組織形態について講ずべき措置
公害健康 被害補償 予防協会	<p>【健康被害予防事業を行う地方公共団体に対する助成等】</p> <p>○基金事業について、基金収入の減少見込みに対応して、健康相談・健康診査・機能訓練事業を行う地方公共団体等への助成に重点化し、協会が直接実施する調査研究等の事業を縮減するなど、政策目標に即した施策の重点化を図る。</p>
	<p>●環境事業団の地球環境基金事業を統合した上で独立行政法人とする。</p>

(旧事業団に係る部分の抜粋)

II 各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置

法人名	事業について講ずべき措置
	組織形態について講ずべき措置
環境事業団	<p>【建設譲渡事業】</p> <p>① 集団設置建物建設譲渡事業 ○ 現に事業実施中のものを除き廃止する。</p> <p>② 緑地整備関係建設譲渡事業、産業廃棄物処理施設建設譲渡事業 ○ 一定期間経過後、廃止を含めて見直しを行う。</p> <p>【PCB 廃棄物処理事業】 ○ 平成 27 年度までの間に、PCB 廃棄物処理体制の状況等を勘案しつつ、PCB 廃棄物処理の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行う。</p> <p>【廃棄物処理技術開発事業】 ○ 平成 14 年度において事業団の事業としては廃止し、国や他の機関が直接実施している同種の事業と統合する。</p> <p>【環境浄化機材貸付事業】 ○ 一定期間経過後は廃止することとし、終期を明確に設定する。</p> <p>【海外環境情報等提供事業（国際協力事業団の委託による環境保全に係る研修）】 ○ 客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。</p> <p>【海外環境情報等提供事業（開発途上地域の環境保全情報）】 ○ 外部評価を実施する。</p> <p>【地球環境基金事業（環境保全活動を行う民間団体に対する助成）】 ○ 国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間後には助成措置を終了することを明記する。また、第三者機関による評価の実施、評価結果の事業・予算配分への反映、助成先の公表を実施するとともに、業務を縮減し、業務の重点化を図る。</p> <p>【債権回収業務】 ○ 債権回収について、平成 14 年度から民間委託等を通じ効率的に実施し、特殊会社への移行に向けて債権債務の適切な処理を図る。</p> <p>● 特殊会社とする（平成 27 年度までに、廃止又は民営化を含めた組織の見直しを行う。） 地球環境基金事業については、公害健康被害補償予防協会の業務を承継する法人に移管する。</p>

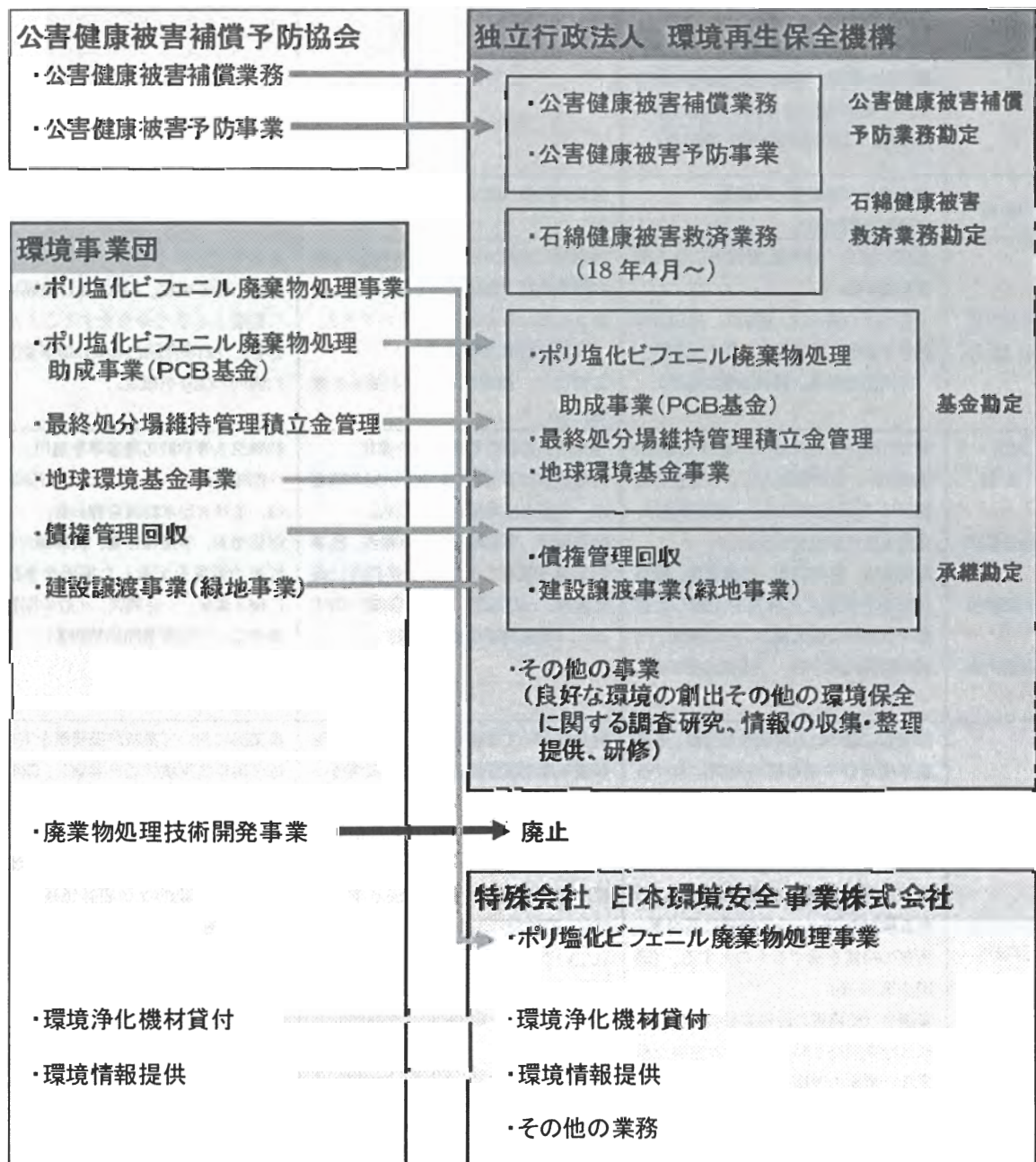
② 旧公健協会及び旧事業団と当機構の業務承継について

当機構は、特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）及び特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）を踏まえ機構法に基づき、旧公健協会及び旧事業団の業務を承継する独立行政法人として平成 16 年 4 月 1 日に設立されました。

機構法附則第 3 条により、当機構の成立の時に解散した旧公健協会の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構に承継されています。また、同法附則第 4 条により、当機構の成立の時に解散した旧事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構及び新たに設立された特殊会社である「日本環境安全事業株式会社」に環境大臣が認可した「承継計画書」に基づき承継されています。

各業務の承継先等は、以下「承継概念図」のとおりです。

< 承継概念図 >



(参考) 当機構と旧公健協会及び旧事業団との比較

	独立行政法人環境再生保全機構	公害健康被害補償予防協会	環境事業団
設立根拠	独立行政法人通則法 独立行政法人環境再生保全機構法	公害健康被害の補償等に関する法律	環境事業団法
設立手続	特別の設立行為	同左	同左
業務の範囲	機構法に明記 (機構法第10条及び同法附則第7条)	補償法に明記 (改正前補償法第88条)	旧事業団法に明記 (旧事業団法第18条)
役員	通則法、機構法で種類、数、職務・権限・任期を定める。(理事長、監事は環境大臣任命、その他は理事長が任命し環境大臣へ届出)(通則法第20条、機構法第6条～第9条)	補償法で種類、数、職務・権限・任期を定める。(会長、監事は環境大臣任命、理事は環境大臣の認可を受けて会長が任命)(改正前補償法第74条～第82条、第84条)	旧事業団法で種類、数、職務・権限・任期を定める。(理事長、監事は環境大臣任命、理事は環境大臣の認可を受けて理事長が任命)(旧事業団法第9条～第15条、第17条)
業務運営	環境大臣が、中期目標(3～5年の間に達成すべき業務運営の効率化等に関する目標)を定め、機構に指示。(通則法第29条) 機構は中期目標を達成するための中期計画を策定。環境大臣の認可を受ける。年度計画については、環境大臣への届出。(通則法第30条、第31条)	毎事業年度、予算、事業計画、資金計画を策定し、環境大臣の認可を受ける。(改正前補償法第93条)	毎事業年度、予算、事業計画、資金計画を策定し、環境大臣の認可を受ける。(旧事業団法第23条)
職員	法人の長(理事長)の裁量。 (通則法第26条)	会長が任命(改正前補償法第83条)	理事長が任命(旧事業団法第16条)
主務大臣の関与	主務大臣の一般的監督権限に係る規定を置かない。 主務大臣の関与は、通則法、個別法等法令上個別に明記されたものに限定。 (通則法第30条、機構法第13条等)	補償法に環境大臣の一般的監督権限に係る規定。環境大臣は業務に関し監督上必要な命令をすることができる。 (改正前補償法第101条) このほか、補償法に個別の関与を規定。	旧事業団法に主務大臣の一般的監督権限に係る規定。主務大臣は業務に関し監督上必要な命令をすることができる。(旧事業団法40条)旧事業団法に個別の関与を規定。
財務・会計 会計基準 外部監査 財務内容	独立行政法人会計基準を適用(通則法第37条)。会計監査人による監査を義務付け(通則法第39条)。財務諸表は、主務大臣承認後官報公告。 財務諸表、事業報告、決算報告、監事及び会計監査人の意見を記載した書面を事務所に備え置き、一定期間、一般の閲覧に供する。(通則法第38条)	特殊法人等会計処理基準を適用。 外部監査は導入していない。財務諸表は、主務大臣承認後官報公告。 財務諸表、事業報告、決算報告、監事の意見を記載した書面を事務所に備え置き、一定期間、一般の閲覧に供する。(改正前補償法第94条)	特殊法人等会計処理基準を適用。 外部監査は導入していない。財務諸表は、主務大臣承認後官報公告。 財務諸表、事業報告書、決算報告書、監事の意見を記載した書面を事務所に備え置き、一定期間、一般の閲覧に供する。(旧事業団法第24条)
評価等	環境省に置かれる評価委員会が、各事業年度及び中期目標の期間における法人の業務の実績を評価。(通則法第12条、第32条、第34条) 環境大臣は、中期目標期間終了時に、当該法人の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。(通則法第35条) 審議会(総務省の評価委員会)は、中期目標期間終了時に、法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。(通則法第35条)	協会において業績評価要領を定め、毎事業年度業績評価を実施し、環境省へ報告する。 (臨時行政調査会における答申等において、主務大臣が各特殊法人の特性に応じて客観的な業績評価基準を作成し、的確な評価を行うべきこととされている。)	事業団において業績評価要領を定め、毎事業年度実績評価を実施し、環境省へ報告する。 (臨時行政調査会における答申等において、主務大臣が各特殊法人の特性に応じて客観的な業績評価基準を作成し、的確な評価を行うべきこととされている。)

(7) 独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）及び独立行政法人の抜本的な見直しについて（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）

① 「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）

平成 19 年 12 月 24 日の「独立行政法人整理合理化計画」について、閣議決定された当機構に関連する内容は、以下のとおりです。

（当機構に係る部分の抜粋）

Ⅱ. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置

環境再生 保全機構	事務及び事業の見直し
	<p>【公害健康被害補償業務】</p> <p>○公害健康被害補償業務について、次期中期目標期間から、汚染負荷量賦課金の納付憑憑、申告書の審査処理事務の一部等について、現在、商工会議所へ委託している徴収業務と合わせて、民間競争入札を導入する。</p> <p>【公害健康被害予防事業】</p> <p>○公害健康被害予防事業について、次期中期目標期間から、定量的な指標による事業実施効果の測定及び把握に努め、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容に改善する。</p> <p>○平成 22 年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査（そらプロジェクト）」が実施されていることを踏まえ、事業の本来の目的に照らした適切な事業実施方法を検討し、平成 23 年度以降速やかに見直しを行う。</p> <p>【地球環境基金業務】</p> <p>○地球環境基金業務のうち助成業務について、環境政策上のニーズの高い課題に重点化する。また、助成先の固定化防止の観点から、採択基準を見直す。</p> <p>○地球環境基金業務のうち振興事業について、モデル事業の廃止、研修講座の一部廃止、情報提供事業及び研修講座における競争入札等の導入の拡大により、経費縮減を図る。</p> <p>○地球環境基金業務について、募金獲得活動等による自己収入の増大などにより、運営費交付金に依存しない業務運営に向けた取組について検討し、次期中期目標等において具体的な目標を設定した上で、必要な措置を講ずる。</p> <p>【最終処分場維持管理積立金管理業務】</p> <p>○最終処分場維持管理積立金について、資金の性質、積立て及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用する。</p>
	組織の見直し
	<p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○大阪支部について、業務運営の効率化を図る観点から、次期中期目標期間中に廃止する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○石綿による健康被害の救済に関する法律附則第 6 条に規定されている政府の見直しにあわせ、環境再生保全機構においては、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。その際、石綿健康被害救済業務に必要な人員について、石綿健康被害者の迅速な救済の確保を前提にしつつ、既存業務の合理化により確保するなど、組織の肥大化防止に十分配慮するものとする。</p>
運営の効率化及び自律化	
<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○債権管理回収業務について、当初の最終約定期限を超えた債権のうち平成 25 年度までに完済の見込めない債権の回収方法を検討し、サービサーの活用等、適切な措置を講ずることにより、回収率の向上及び回収額の増大を目指す。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○戸塚宿舎について、次期中期目標期間中に売却する。</p>	

② 独立行政法人の抜本的な見直しについて（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）

平成 21 年 11 月の行政刷新会議第 3 回会合における独立行政法人の抜本的見直しに関する議論・決定を受け、平成 21 年 12 月 25 日「独立行政法人の抜本的な見直しについて」が閣議決定されました。これに伴い、平成 19 年 12 月 24 日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」に定められた事項（既に措置している事項を除く。）は当面凍結され、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討されることとなりました。「独立行政法人の抜本的な見直しについて」の内容は以下のとおりです。

すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、抜本的な見直しを行う。

1. 基本的姿勢

- (1) 従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。
- (2) このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。
- (3) 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。
また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。
なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。
- (4) 今後、下記 2. に掲げる視点により、独立行政法人について、平成 21 年 11 月に行政刷新会議が実施した事業仕分け（以下「事業仕分け」という。）を通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。

2. 見直しの視点

すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共的見地から確実に実施する必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。

(1) 事務・事業の抜本的な見直し

事業仕分けの成果を踏まえつつ、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なものは民間において実施できないか。
- ③ 公的主体が実施すべきものであっても、事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を実施しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑤ 国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。

(2) 独立行政法人の廃止・民営化等

事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。

(3) 組織体制及び運営の効率化の検証

上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナ

ンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の視点から検証し、必要な措置を講じる。

- ① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。
- ② 主体的・効率的な運営及び国民へのサービス向上を図るための体制の在り方は適切か。
- ③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の变革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。
- ④ 役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか。
- ⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価及び評価を踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。
- ⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。
- ⑦ 関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ⑧ 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。
- ⑨ 保有資産（実物資産、金融資産）等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。
- ⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方の見直し等を行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。
- ⑪ 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また、国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

3. 関連事項

- (1) 「独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。

なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。

- (2) 「国の行政機関の定員の純減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）」については、純減目標数から平成 22 年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数（森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数（2,041 人）及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数（174 人）を除くこととし、他の重点事項については着実に実施する。
- (3) 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。

(8) 行政刷新会議による事業仕分け等

① 行政刷新会議による事業仕分け

平成 22 年 3 月 11 日に開催された政府の行政刷新会議において、独立行政法人及び政府系公益法人が行う事業について事業仕分けを実施することが決定されました。これを受けて、行政刷新会議のワーキンググループによる事業仕分けが平成 22 年 4 月 26 日に実施されました。同事業仕分けにおける当機構についての評価結果の内容は次のとおりです。

仕分け対象事業	評価結果
<p>公害健康被害予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構が実施する調査研究、知識普及、研修事業 ・ 地方公共団体が行う事業に対する助成事業 	<p>事業のやり方の抜本的な見直し（事業主体を変えることも含めた見直し）</p> <p><対象事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止 3 名 ・ 事業の実施は各自自治体／民間の判断に任せる 1 名 ・ 国が実施機関を競争的に決定 1 名（事業規模現状維持 1 名） ・ 国等が実施 1 名（事業規模縮減 1 名） ・ 当該法人が実施 7 名 （事業規模 縮減 3 名、現状維持 2 名、拡充 1 名、具体的な判断根拠を示さないと事業規模は判断できない 1 名） <p><見直しを行う場合の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要資産の国庫返納 2 名

② 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）

行政刷新会議における審議等を踏まえ、平成 22 年 12 月 7 日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定されています。

各独立行政法人について講ずべき措置とされたもののうち、当機構に関する部分は以下のとおりです。

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 公害健康被害補償業務	徴収業務等の効率的な実施	22 年度から実施	汚染負荷量賦課金の徴収業務については、引き続き、納付義務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に実施する。
02 公害健康被害予防事業	事業の抜本的な見直し	22 年度から実施	<p>「そらプロジェクト」の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の抜本的な見直しを行うとともに、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本法人が実施する事業については、エコカーフェア、大気汚染防止推進月間関連事業等を廃止する。 ・ 地方公共団体が行う事業に対する助成については、各メニューの必要性を精査し、公害健康被害予防事業としての役割の低下や実績、効果等に減少がみられる最新規制適合車等代替促進事業を廃止するなど真に必要な事業に限定する。 ・ 地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとに定額助成の基準額を設定する。 ・ 患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容に改善する。

		事業実施効果の的確な把握	22 年度中に実施	事業対象者にアンケート調査を実施し、事業実施効果を的確に把握する。
03	地球環境基金事業	事業の効率的な運営	23 年度から実施	NPO 等が行う環境保全活動に対する支援に当たっては、環境政策上のニーズが高い課題や先進性・波及効果の高い活動に重点化し、効率的な業務運営を行う。また、積極的に募金獲得活動を行うことにより、自己収入を拡大する。
04	PCB 廃棄物処理助成業務	助成業務の適正な実施	22 年度から実施	本業務については、環境省で今後策定する PCB 廃棄物の処理方策を踏まえ、適正に実施する。
05	最終処分場維持管理積立金管理業務	積立金の適正な管理・運用	22 年度から実施	本積立金については、積立者に運用状況等の情報提供を行いつつ、引き続き、適正な管理・運用を行う。
06	石綿健康被害救済業務	組織体制の見直し	25 年度までに実施	石綿による健康被害の救済に関する法律附則第 6 条に規定されている政府の見直しについては、現在、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会で審議されており、その見直し内容に基づき、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。
07	承継業務(旧環境事業団から承継した貸付事業等に係る債権の管理・回収)	債権回収額の増大	23 年度から実施	返済の確実性が見込まれない債権については、本法人直轄による回収の計画的な実施、サービスへの管理監督の強化等により、弁済での回収額の増大に努める。

【資産・運用等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	
08	不要資産の国庫返納	戸塚宿舎	23 年度以降実施	戸塚宿舎を国庫納付する。
09	事務所等の見直し	本部事務所の会議室等の縮減	25 年度までに実施	本部事務所については、業務状況等を勘案しつつ、会議室の縮減等により、全体の面積を大幅に縮減する。
10		大阪支部の廃止	25 年度までに実施	
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22 年度から実施	管理職数の削減等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
12	組織体制の見直し	組織体制の効率化	23 年度から実施	各部の類似業務を集約化するなど組織体制の効率化を図る。

(9) 資金調達概要

財政投融资制度については、平成 13 年 4 月 1 日に、従来の郵便貯金・年金積立金の全額が資金運用部へ預託される制度から、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへと抜本的な転換が図られ、これにより、財政投融资制度の市場原理との調和が図られるとともに、特殊法人等の経営の効率化の促進にも寄与することを基本的な考え方とする旨の制度改革が実施されております。当機構においても、前身である環境事業団において、平成 14 年度より、債券発行による資金調達を行なっております。当機構では平成 23 年度に環境再生保全機構債券 50 億円を発行する予定です。なお、債券発行による資金調達は、承継勘定において行われます（機構法附則第 7 条第 2 項及び第 8 条）。

① 公害健康被害補償予防業務勘定

(ア) 長期借入金

調達実績及び借入残高はありません。

(イ) 国内債券

調達実績及び発行残高はありません。

(ウ) 政府出資金

調達実績はありません。なお、期末残高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

調達先	区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 実績	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績
政府出資金	受入額	—	—	—	—	—
	期末残高	6,072	6,072	6,072	6,072	6,072

② 石綿健康被害救済業務勘定

調達実績はありません。

③ 基金勘定

(ア) 長期借入金

調達実績及び借入残高はありません。

(イ) 国内債券

調達実績及び発行残高はありません。

(ウ) 政府出資金

調達実績はありません。なお、期末残高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

調達先	区分	平成 18 年度 実績	平成 19 年度 実績	平成 20 年度 実績	平成 21 年度 実績	平成 22 年度 実績
政府出資金	受入額	—	—	—	—	—
	期末残高	9,401	9,401	9,401	9,401	9,401

④ 承継勘定

(7) 長期借入金

(単位：百万円)

調達先	区分	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績
財政融資資金 (資金運用部) 借入金	調達額	1,400	2,000	—	—	—
	償還額	41,085	31,703	25,341	21,194	16,407
	期末残高	124,433	94,730	69,389	48,195	31,788
簡易生命 保険積立金 借入金	調達額	—	—	—	—	—
	償還額	1,770	1,358	872	410	—
	期末残高	2,640	1,282	410	0	—
政府保証 民間借入金	調達額	4,700	4,500	4,300	6,000	2,000
	償還額	500	—	—	4,700	4,500
	期末残高	4,700	9,200	13,500	14,800	12,300
長期借入金 合計	調達額	6,100	6,500	4,300	6,000	2,000
	償還額	43,355	33,061	26,213	26,304	20,907
	期末残高	131,773	105,212	83,299	62,995	44,088

(i) 国内債券

(単位：百万円)

調達先	区分	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績
環境再生保全機構債 券(環境事業団債券) (財投機関債)	調達額	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	償還額	0	5,000	5,000	7,000	5,000
	期末残高	27,000	27,000	27,000	25,000	25,000

(7) 政府出資金

調達実績はありません。なお、期末残高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

調達先	区分	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績
政府出資金	受入額	—	—	—	—	—
	期末残高	572	572	572	572	572

(10) 国庫補助金及び政府交付金

当機構における国等からの運営費交付金等は、以下のとおりです。

① 公害健康被害補償予防業務勘定

(単位：百万円)

調達先	平成18年度実績	平成19年度実績	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
運営費交付金 (公害健康被害補償業務)	476	560	526	456	441	417
国庫補助金 (公害保健福祉事業費補助金)	35	55	33	59	38	58
国庫補助金 (自立支援型公害健康被害予防事業補助金)	—	—	200	205	200	200
国庫補助金 (公害健康被害補償事業納付金交付金)	11,366	10,753	10,146	9,841	9,615	9,167
合計	11,877	11,368	10,905	10,561	10,294	9,842

② 石綿健康被害救済業務勘定

(単位：百万円)

調達先	平成18年度実績	平成19年度実績	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
政府交付金 (石綿健康被害救済事業交付金)	105	7,686	7,732	10,049	9,979	9,097
合計	105	7,686	7,732	10,049	9,979	9,097

③ 基金勘定

(単位：百万円)

調達先	平成18年度実績	平成19年度実績	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
運営費交付金 (地球環境基金業務)	877	850	726	715	653	643
運営費交付金 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務)	91	103	102	69	70	69
運営費交付金 (維持管理積立金業務)	18	17	16	31	27	27
国庫補助金 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進費補助金)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,500
都道府県補助金 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進費補助金)	2,088	2,000	2,000	2,000	1,861	1,500
合計	5,074	4,970	4,844	4,815	4,611	3,739

④ 承継勘定

(単位：百万円)

調達先	平成18年度実績	平成19年度実績	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度見込
運営費交付金 (承継業務)	960	862	826	842	799	773
国庫補助金 (共同福利施設建設事業等補助金)	135	—	—	—	—	—
国庫補助金 (債権管理回収業務補助金)	4,000	4,000	3,700	3,700	3,200	3,200
合計	5,095	4,862	4,526	4,542	3,999	3,973

(11) 当機構の資金計画について

当機構における平成 23 年度の資金計画は、以下のとおりです。

(当機構の平成 23 年度資金計画)

(単位：百万円)

区分	公健勘定	石綿勘定	基金勘定	承継勘定	総計
資金支出	59,857	95,999	76,020	24,266	256,143
業務活動による支出	51,188	10,433	7,652	1,858	71,132
投資活動による支出	1,218	48,000	37,320	4	86,542
財務活動による支出	-	-	-	21,119	21,119
翌年度への繰越金	7,451	37,566	31,048	1,285	77,351
資金収入	59,857	95,999	76,020	24,266	256,143
業務活動による収入	47,713	10,441	12,562	15,195	85,912
運営費交付金収入	417	-	739	773	1,929
国庫補助金収入	258	-	1,500	3,200	4,958
その他の政府交付金収入	9,167	9,097	-	-	18,264
都道府県補助金収入	-	-	1,500	-	1,500
業務収入	36,840	1,258	-	11,197	49,296
運用収入	1,017	-	273	-	1,290
その他の収入	13	86	8,550	25	8,674
投資活動による収入	1,200	74,500	44,550	4	120,254
財務活動による収入	-	-	40	7,800	7,840
前年度よりの繰越金	10,945	11,058	18,868	1,267	42,138

4. 関係会社の状況

当機構が出資している子会社及び関連法人はありません。

5. 役職員の状況

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
役員数	6名 (うち非常勤1名)	6名 (うち非常勤1名)	6名 (うち非常勤1名)	6名 (うち非常勤1名)	6名 (うち非常勤1名)	6名 (うち非常勤1名)
職員数	156名	154名	152名	146名	145名	144名
合計	162名	160名	158名	152名	151名	150名

(各年度 4 月 1 日現在)